

○秋田大学高等教育グローバルセンター規程

(平成30年11月21日規則第292号)

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の規定に基づき、秋田大学高等教育グローバルセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学(以下「本学」という。)の理念と教育・研究の目的に沿って、教養基礎教育及び国際交流を中心とする体制を構築するとともに、教育・研究活動を推進し、教養基礎教育、専門教育及び国際交流の改善・充実に努めることを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育活動部門
- (2) 教育開発部門
- (3) 国際交流部門

(業務)

第4条 教育活動部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養基礎教育を中心とする大学教育の実施・運営に関すること。
- (2) 教養基礎教育を中心とするカリキュラムの企画・立案等に関すること。
- (3) 履修上の教育支援に関すること。
- (4) その他教育活動に関すること。

2 教育開発部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養基礎教育を中心とする教育内容・教育方法・教育環境に関する調査・研究・開発・評価に関すること。
- (2) 教育活動に関するFD活動に関すること。
- (3) その他教育開発に関すること。

3 国際交流部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際戦略策定に関すること。
- (2) 広報及び地域の国際化支援に関すること。
- (3) 留学生支援に関すること。
- (4) 本学学生の海外留学に関すること。
- (5) 国際交流教育に関すること。
- (6) 留学生会館及び国際交流会館の管理運営に関すること。
- (7) その他国際交流の推進に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員
- (5) 部門員
- (6) 協力教員
- (7) 学外有識者
- (8) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長は、理事のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 副センター長は、2名以内とし、本学の理事又は教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(部門長)

第7条 第3条各号に掲げる部門(以下「部門」という。)に部門長を置き、部門の業務を統括する。

- 2 教育活動部門の部門長は、副センター長をもって充て、教育開発部門長及び国際交流部門長は、第9条に掲げる部門員の教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(専任教員の選考)

第8条 センターの専任教員(以下「専任教員」という。)の選考は、センターで公募及び選出した候補適任者のうちから、学長が決定する。

(部門員)

第9条 各部門の部門員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教員 各1名
 - (2) センター長が指名する専任教員 若干名
 - (3) センター長が指名する教員 若干名
 - (4) 国際課及び総合学務課事務系職員 若干名
- 2 前項の部門員は、センター長が委嘱する。
 - 3 第1項の部門員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 第1項の部門員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力教員)

第10条 センターに、必要に応じ協力教員を置くものとし、協力教員は、各部門の業務等を支援する。

2 協力教員は、センター長が指名する。

(学外有識者)

第11条 センターに、必要に応じ学外有識者を置くものとし、学外有識者は、各部門の業務に関し助言を行う。

2 学外有識者は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(運営)

第12条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、秋田大学高等教育グローバルセンター運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、国際課及び総合学務課が協力して処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営会議の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 秋田大学高等教育グローバルセンター(仮称)設置準備委員会設置要項(平成30年8月2日学長裁定第316号)は、廃止する。

3 秋田大学教育推進総合センター規程(平成16年4月1日規則第15号)は、廃止する。

4 秋田大学国際交流センター規程(平成20年2月13日規則第203号)は、廃止する。